

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

| | | | | 資料番号 | 17 | 担当課 | 建築住宅課 |
|---|----------|------|------|--------------|-------|-----|-------|
| 法令名 | 宅地建物取引業法 | 根拠条項 | 第66項 | 不利益処 分の種類 | 免許の取消 | | |
| (免許の取消し) | | | | | | | |
| 第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許を取り消さなければならない。 | | | | | | | |
| 一 第五条第一項第一号、 第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれか に該当するに至ったとき。 | | | | | | | |
| 二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が 第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号 のいずれかに該当するに至ったとき。 | | | | | | | |
| 三 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用人のうちに 第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号 のいずれかに該当する者があるに至ったとき。 | | | | | | | |
| 四 個人である場合において、政令で定める使用人のうちに 第五条第一項第一号から第七号まで又は第十号 のいずれかに該当する者があるに至ったとき。 | | | | | | | |
| 五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において 第三条第一項 の免許を受けていないことが判明したとき。 | | | | | | | |
| 六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。 | | | | | | | |
| 七 第十一条第一項 の規定による届出がなく 同項第三号から第五号まで のいずれかに該当する事実が判明したとき。 | | | | | | | |
| 八 不正の手段により 第三条第一項 の免許を受けたとき。 | | | | | | | |
| 九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。 | | | | | | | |
| 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が 第三条の二第一項 の規定により付された条件に違反したときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことができる。 | | | | | | | |